

令和5年度橋梁定期点検の結果について

1. 点検の概要

甲斐市では橋梁の定期点検として、「橋梁定期点検要領 平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課」に準拠し近接目視を基本とした点検を行い、橋梁毎の傷み具合を以下の表-1及び表-2に示す区分に分類しました。

表-1 対策区分の判定区分

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められていないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

表-2 健全性診断の判定区分

区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

「健全性の診断」と「対策区分の判定」は、それぞれの定義に基づいて判定を行います。一般には主要部材（主桁、床版、下部工、支承部）において次のような対応となります。

「Ⅰ」：A、B

「Ⅱ」：C 1、M

「Ⅲ」：C 2

「Ⅳ」：E 1、E 2

2. 点検実施橋梁とその結果

令和4年度の定期点検は以下の表-3に示す22橋について実施しました。

表-3 点検実施橋梁とその結果（その1）

橋梁名称（フリガナ）		路 線 名	橋長 (m)	対 策 区 分 の 判 定 結 果	診 健 断 全 結 性 果 の	備 考
無名橋	ムメイハシ	信玄堤玉川線	2.00	A	I	初回点検
無名橋	ムメイハシ	里ノ内昭和線	2.00	B	I	初回点検
無名橋	ムメイハシ	上八幡実元橋線	2.90	M	I	初回点検
無名橋	ムメイハシ	法定外公共物	2.45	B	I	初回点検
八幡橋	ハチマンハシ	上町山宮線	72.16	M	I	定期点検
金石橋	カナイシハシ	金石橋線	75.20	C 1	II	定期点検
竜王赤坂橋	リュウオウアカサカハシ	中央道側道新町東線	46.94	M	I	定期点検
回看橋	ミカエリハシ	駒沢三島線	38.84	C 1	II	定期点検
北原橋	キタハラハシ	田畑駒沢線	36.78	C 1	II	定期点検
天王橋	テンノウハシ	スポーツ橋天王橋線	39.24	C 1	II	定期点検
笠石橋	カサイシハシ	東部宇津棟線	30.87	C 1	II	定期点検
スポーツ橋	スポーツハシ	志田笠石線	32.56	A	I	定期点検
薬師橋	ヤクシハシ	山本新田線	29.56	C 1	II	定期点検
東堀橋	ヒガシボリハシ	東堀上の山線	44.24	C 1	II	定期点検
学校橋	ガッコウハシ	新町大垈線	48.75	M	I	定期点検
大滝橋	オオタキハシ	県道学校橋線	62.24	M	II	定期点検
関谷水路橋	セキヤスイロキョウ	法定外公共物	49.44	M	I	定期点検
笠石水路橋	カサイイシスイロキョウ	法定外公共物	36.04	C 1	II	定期点検
山ノ神水路橋	ヤマノカミスイロキョウ	法定外公共物	44.64	C 1	II	定期点検
天王水路橋	テンノウスイロキョウ	法定外公共物	38.94	C 1	II	定期点検
駒沢水路橋	コマザワスイロキョウ	法定外公共物	39.44	S 1	II	定期点検
学校水路橋	ガッコウスイロキョウ	法定外公共物	34.20	B	I	定期点検

3. 点検結果のまとめ

対策区分の判定結果を表-4に、健全性の診断結果を表-5に示します。

表-4 対策区分の判定結果

判定区分	判定内容	橋梁数
E1	橋梁構造上の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	0 橋
E2	その他、緊急対応の必要がある。	0 橋
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	10 橋
C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	0 橋
M	維持工事で対応する必要がある。	6 橋
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	3 橋
A	損傷が軽微で補修を行う必要がない。	2 橋
S1	詳細調査の必要がある。	1 橋
S2	追跡調査の必要がある。	0 橋
合計		22 橋

表-5 健全性の診断結果

区分		定義	橋梁数
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	10 橋
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	12 橋
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	0 橋
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0 橋
合計			22 橋

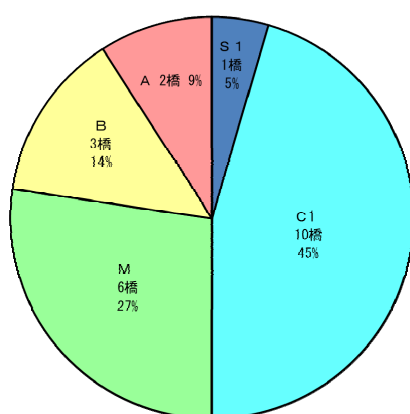


図-1 対策区分の判定結果

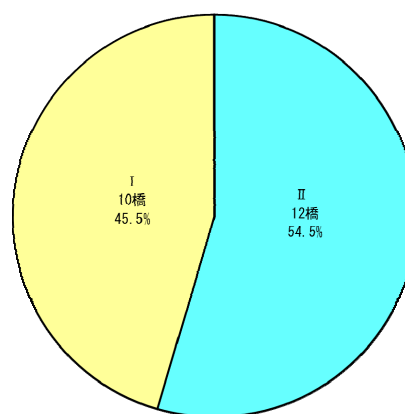


図-2 健全性の診断結果

点検結果より”道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態”の橋梁は確認されませんでした。”道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態”の橋梁が12橋あり、これらの橋梁については、計画的に順次対策を進めていく予定です。